

・地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

地方消費税交付金の引上げ分については「消費税法第1条台項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記された。この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金を全て社会保障施策に要する経費(事務費や事務職員の人件費を除く。)に充てるものとする。

(歳入) 地方消費税交付金 430,000千円  
 内 地方消費税交付金(社会保障財源化分) (260,000千円)

(歳出) 【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名	経費	財 源 内 訳					
		特 定 財 源			一 般 財 源		
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	社会保障財源化分の 地方消費税交付金	そ の 他	
社 会 福 祉	社 会 福 祉 事 業	166,837	4,481	0	22	12,000	150,334
	高 齢 者 福 祉 事 業	146,999	3,829	0	52,927	7,300	82,943
	障 害 者 福 祉 事 業	1,578,021	1,169,674	0	0	34,700	373,647
	児 童 福 祉 事 業	1,498,067	1,083,311	0	54,201	34,900	325,655
	包 括 支 援 事 業	105,844	0	0	97,900	3,600	4,344
	重度心身障害者等医療給付事業	79,188	35,891	0	0	3,300	39,997
	ひとり親家庭等医療費支給事業	36,776	17,039	0	0	1,300	18,437
	子ども医療支給事業	86,117	32,942	0	20,185	1,900	31,090
社 会 保 険	国民健康保険特別会計(繰出金)	283,215	135,412	0	48,599	8,600	90,604
	後期高齢者医療特別会計(繰出金)	492,164	85,574	0	0	35,200	371,390
	介護保険広域連合(繰出金)	461,866	602	0	0	40,000	421,264
保 健 衛 生	保 健 衛 生 事 業	1,027,568	0	721,400	181,190	70,100	54,878
	疾 病 予 防 事 業	69,399	3,175	0	40,509	1,600	24,115
	母 子 保 健 事 業	103,252	37,189	0	35,000	2,100	28,963
合計	6,135,313	2,609,119	721,400	530,533	256,600	2,017,661	